

議案第四十号

三朝町農林産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例の  
設定について

次のとおり三朝町農林産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例を設定することにつ  
いて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会  
の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町農林産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町農林産物展示販売施設の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 三朝町農林産物等の生産及び消費の拡大を図り、農林業の活性化を推進するため、三朝町農林産物展示販売施設（以下「展示販売施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	設 置 場 所
三朝町農林産物展示販売施設	三朝町大字大柿五九一番地

(使用の承認)

第三条 展示販売施設を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、展示販売施設を使用する者が、公共の秩序及び風俗をみだすおそれがあると認めるときは、使用の承認をせず、又は承認を取り消しすることができる。

(使用料)

第四条 展示販売施設の使用については、無料とする。

(管理運営の委託)

第五条 町長は、展示販売施設の管理運営について、その一部又は全部を公共的団体に委託することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。